お知らせ

学校給食用物資納入業者「指定願」受付開始

学校給食センターでは、令和3年度学校給食用物資納入業者の「指定願」を受け付けています。

指定願用紙は、学校給食センターにあります。最新の検便証明書の写しを添付し、学校給食センターに提出してください。

対象　精肉、調味料、青果、生鮮食品、冷凍食品他（※パン、牛乳等は対象となりません）

提出期限　1月15日（金）

問合せ　枕崎市立学校給食センター　TEL72-3145

使っていないチャイルドシートはありませんか？

市では、乳幼児の交通安全確保及び子育て支援の一環として、チャイルドシートの無料貸出を行っています。

このチャイルドシートは、市民の皆さんがご家庭で使わなくなり、無償でご提供いただいたものを活用しています。

チャイルドシートをご提供いただける方は、総務課危機管理対策係にご連絡ください。ただし、ベルトやバックル等が正常に使用できるものに限りますので、ご了承ください。

チャイルドシート（ジュニアシートもあります）の貸出をご希望の際は、印鑑をお持ちの上、総務課危機管理対策係にお申込みください。貸出期間は、最長2カ月です。

問合せ　総務課危機管理対策係　TEL72-1111（内線214）

知覧税務署からのお知らせ

●確定申告に関する相談は確定申告電話相談センター「0」番へ

熊本国税局では、1月14日（木）から3月15日（月）までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。最寄りの税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話しください。相談会場や受付時間などのお問合せについては、専用オペレーターがお答えします。また、お問合せの内容によっては電話を転送し、職員等がお答えします。なお、時間帯によっては、つながりにくい場合やお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、確定申告以外の国税に関する一般的な相談は、「熊本国税局電話相談センター」をご利用ください。自動音声案内によりご案内しますので、「1」番を選択すると、熊本国税局電話相談センターの職員が相談を受けます。

●確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した確定申告書を税務署へ提出する際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認に使用する書類の例

①マイナンバーカード

②通知カード及び運転免許証や公的医療保険の被保険者証などの医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く）については、後日、税務署から提出または提示を求める場合がありますので、確定申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

●「にせ税理士」にご注意！

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の税理士業務を行うこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること（「税理士証票」を携行し、「税理士会員章」を着けています）をご確認の上、ご相談ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがありますので、十分にご注意ください。

詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。

問合せ　知覧税務署　TEL83-2411　※自動音声案内

税の申告に必要な書類の準備はお済みですか？

令和2年分の税の申告が2月から始まります。申告時間を短縮できるよう、早めの準備と確認をお願いします。必要書類が整っていない場合、当日に受付できないことや長時間お待たせすることになります。

申告日程などの詳細は、本紙折り込みチラシまたはお知らせ版1月号をご覧ください。

営業所得、農業所得、不動産所得等を申告する方

必ず事前に作成した収支内訳書や収入金額と必要経費をまとめた帳簿等をお持ちください。

※収支内容をまとめていない方は、計算していただいてから申告受付となります。

医療費控除を申告する方

平成30年度の申告から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。事前に領収書を集計した医療費明細書をお持ちください（医療費控除とセルフメディケーション税制は併用できません）。

※領収書を集計していない方は、計算していただいてから申告受付となります。

その他注意事項

- 収入がない場合も申告は必要です。収入がない旨の申告をしてください（扶養対象親族は除く）。
- 年度途中で退職された方や年末調整されていない方は申告が必要です。
- 申告がない場合、所得証明書の発行や課税上不利益な取り扱いを受ける場合があります。

問合せ　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

令和2年中に取り壊した家屋及び未登録家屋の名義人変更について

令和3年度固定資産税の課税業務に向けて家屋の現況調査を行っています。令和2年中に家屋を取り壊された方、売買・相続等で未登録家屋の所有権変更のあった方は届け出てください。

法務局で登記されている家屋を取り壊し、滅失登記の手続きをされた方は市役所への届け出は必要ありません。

新たに建物の新築や増築をされた方には、家屋調査のお願いの通知を順次送付しています。1月末までに通知が届かない場合には、連絡をお願いします。

問合せ　税務課固定資産税係　TEL72-1111（内線156・157）

募集

市立病院薬剤師・看護師

◎薬剤師

採用予定人員　1名

受験資格　①薬剤師免許を有する者、②昭和36年4月2日以降に生まれた者、③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

◎看護師

採用予定人員　2名程度

受験資格　①看護師免許を有する者、②昭和55年4月2日以降に生まれた者、③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

欠格事項　受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

試験の方法及び内容　教養試験、専門試験（看護師のみ）、作文試験、面接試験、健康診査（医療機関発行の健康診断書提出）

試験日時　1月29日（金）　午後1時30分～

試験場所　枕崎市立病院

受験申込用紙の請求及び提出先

市立病院管理係　〒898-0034　枕崎市日之出町230番地

※申込書は、市立病院に備え付けています。郵送による請求の場合は切手（120円）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号・縦33センチ×横24センチ）を同封してください。市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間　1月20日（水）まで

※市立病院での受付は、午前8時30分～午後5時（土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

※郵送の場合は、締切当日の消印まで有効

合格発表　試験日後14日以内に、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

採用　令和3年4月1日付で採用予定です。

給与　給与は、枕崎市立病院事業企業職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

※枕崎市職員の定年等に関する条例に基づき、職員の定年は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとなります。

問合せ　市立病院管理係　TEL72-0303

鹿児島障害者職業能力開発校入校生

障害のある方を対象に入校生を募集します。

訓練期間　令和3年4月から1年間

訓練科　情報電子科、グラフィックデザイン科、建築設計科、義肢福祉用具科、OA事務科、アパレル科、造形実務科

募集期間　C日程＝1月4日（月）～2月10日（水）

※B日程までの募集で定員に達した科については、募集しませんので事前に本校にご確認ください。

※入校料、授業料は無料です。通学困難な方のために寮を併設しています。ハローワークのあっせんを受けた方は、雇用保険の延長、訓練手当・職業訓練受講給付金の支給を受けられる場合があります。

問合せ・申込み　鹿児島障害者職業能力開発校　TEL0996-44-2206

消費生活メモ

配置薬の補充だけのはずが…高額な健康食品を買うはめに

一人暮らしの母は20年以上前から配置薬を使用し、約3カ月ごとに訪問を受けていた。

先日、今までとは別の担当者が来た。常備薬の補充の後、1瓶約4万円もするサプリメントの勧誘を受け、断っても「10回払いにすればいい」と言われ、配置薬補充代金とは別に、約3千円を集金されたようだ。

▼配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が寄せられています。不要なら、きっぱりと断りましょう。できれば一人で対応せず、家族など周りの人に同席してもらいましょう。

家族など周りの人は、高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中に多量の未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。家族や周りの方が相談する場合は、できるだけ本人から詳しく話を聞きましょう（消費者ホットライン188）。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター（市役所内）まで。
TEL72-1111　内線329
※8:30～12:00、13:00～17:15